

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 選挙人名簿の登録に関する事項

公職選挙法の選挙人名簿の登録に関する規定の取扱いについて定めた規定を削除すること。（第一条関係）

第二 施行期日等に関する事項

- 一 この政令は、公布の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 この政令による改正後の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる選挙から適用するものとする。 （附則第二条関係）